「保護預り約款」の新旧対照表 (変更箇所)

平成25年8月1日付けで「保護預り約款」の一部を改定させていただきます。

(下線部変更箇所)

第2条 【保護預り証券】 第2条 【保護預り証券】 当社は、金融商品取引法(以下「金商法」とい 当社は、金融商品取引法(以下「金商法」とい います。) 第2条第1項各号に掲げる証券につ います。) 第2条第1項各号に掲げる証券につ いて、この約款の定めに従ってお預りします。 いて、この約款及び別に定める受益証券発行信 ただし、これらの証券でも都合によりお預りし 託の受益証券の保護預りに関する約款の定めに ないことがあります。 従ってお預りします。ただし、これらの証券で も都合によりお預りしないことがあります。 2 (現行どおり) 7 (省 略) 7 3 3 第9条 【お客さまへの連絡事項】 第9条 【お客さまへの連絡事項】

当社は、保護預り証券について、次の事項をお 客さまにお知らせします。

1 ≀ (現行どおり) 4

2 残高照合のためのご報告は、1年に1回(信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には2回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のお取扱店の内部管理責任者または本社のお客さま相談室に直接ご連絡ください。

当社は、保護預り証券について、次の事項をお客さまにお知らせします。

2 残高照合のためのご報告は、1年に1回(信 用取引、金商法第28条第8項第6号に規定す る有価証券関連デリバティブ取引(以下「有 価証券関連デリバティブ取引」といいます。) 又は金商法第2条第22項に規定する店頭デリ バティブ取引(有価証券関連デリバティブ取 引並びに金融商品取引法施行令第1条の8の 6第1項第2号に該当するもの及び同令第16 条の4第1項各号に掲げるものを除く。)の 未決済建玉がある場合には2回)以上行いま す。また、取引残高報告書を定期的に通知す る場合には、法律の定めるところにより四半 期に1回以上、残高照合のための報告内容を 含め行いますから、その内容にご不審の点が あるときは、速やかに当社のお取扱店の内部 管理責任者または本社のお客さま相談室に直 接ご連絡ください。

拉口	IH
新	旧
第16条 【解 約】	第 16 条 【解 約】
次に <u>掲げる</u> 場合は、契約は解約されます。	次に <u>あげる</u> 場合は、契約は解約されます。
1	1
(現行どおり)	(省 略)
7	7
,	·
第18条の2 【緊急措置】	(新 設)
法令の定めるところにより保護預り証券の	(*)
移管を求められたとき、又は店舗等の火災	
等緊急を要するときは、当社は臨機の処置	
<u>をすることができるものとします。</u>	
第19条 【免 責 事 項】	第19条 【免責事項】
当社は、次に掲げる場合に生じた損害について	当社は、次にあげる場合に生じた損害について
は、その責を負いません。	 は、その責を負いません。
1	1
5	5
改定年月日	
平成25年8月1日	

以上